

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第846号)

平成22年12月9日

横 情 審 答 申 第 846 号

平 成 22 年 12 月 9 日

横浜市青葉区選挙管理委員会

委員長 兼 平 謙一郎 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
く諮問について（答申）

平成20年12月24日青選管第135号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「過去10年間の全実施機関の異ギ申立を受けてから諮問する迄の日時のわかる、文書のすべて」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市青葉区選挙管理委員会が、「過去10年間の全実施機関の異議申立を受けてから諮問する迄の日時のわかる、文書のすべて」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「過去10年間の全実施機関の異議申立を受けてから諮問する迄の日時のわかる、文書のすべて」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市青葉区選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が平成20年5月29日付で非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

実施機関では、本件請求のあった平成20年5月15日時点において、異議申立てを2件受けていたが、まだ諮問はしていなかった。過去10年間において、このほかに非開示決定等に係る異議申立てを受けたことはない。したがって、本件請求の時点において本件申立文書を保有していないことから、条例第10条第2項に基づき非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 閲覧請求対象文書を開示せよ。原処分を取り消せ。
- (2) 本件処分に対する異議申立理由は次のとおりである。

ア 詳しい処分理由説明を受けて理由を述べる。

イ なぜ、作成・取得・保存していないのか、その理由が付記されていないから、文書不存在に対する異議申立理由を具体的かつ適切に述べることができない。

ウ 横浜市の全実施機関は異常な情報公開制度の運用を行っている。市民活力推進局市民情報室（本件異議申立て当時。現在の市民局市民情報室）が各専決権者に対し、文書の特定から処分に至るまで具体的指示を出し、行政処分内容に干渉し

専決権を侵害している。条例上の判断基準で適正手続による処分判断過程を踏むものではなく、統一的運用の名の下に、市民情報室のいう組織の論理の結論に服従させるという異常な判断基準に基づく判断基準によるものである。

このような市民情報室の指導に服従する実施機関の姿勢は、未だに幼児期段階にとどまっている証しであり、このような法令を順守できない専決権者には公正・公平な行政運営を委ねられない。

コンプライアンス（法令順守）推進課の設置動機と目的は異なる点があるが、局長クラスの市の幹部職員に法令を順守させることは、法令順守を主たる業務とする機関の業務になじむであろう。法令順守の看板をかけているながら、それが機能しない場合は、審査会自体に問題が存在する状況下、別途情報公開制度の法令順守を堅持させる新たな機関の設置が求められる。それは、違法・不当な行政からの不利益処分から市民の権利を擁護するための必要不可欠な事項である。

エ 明確な異議申立理由を記載しなければ却下処分をし、諮問手続をとらない実施機関が出現するおそれがあるから、異議申立権の権利保全のためにも、処分理由の付記は必要不可欠である。行政処分の成立にも重大な影響を与えるものである。

オ 文書の存否は、情報公開制度上の最重要事項である。ゆえに、不存在原因を適正手続で検証し、その検証過程を理由付記にして、処分通知書の処分理由として記載する義務を負っているのである。

カ 処分意思決定の判断過程には、適正手続による判断を経た判断を怠る不作為があり、その判断基準も条例上の判断基準を探らずに、市民情報室の指示が判断基準であるとの不可解な判断基準を識別判断基準としているように非開示決定通知書の「4 根拠規定を適用する理由」欄からは見えるのである。

キ 再決定の文言も意味不明で何を云っているのかわからない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件請求は、開示請求書に「過去10年間の全実施機関の異ギ申立を受けてから諮問する迄の日時のわかる、文書のすべて」と記載して別添に示す全実施機関に対してなされたものである。本件請求を受け付けた市民局市民情報室に確認したところ、請求に当たって申立人からは開示請求書の記載以上に請求趣旨についての説明は得られず、また、過去10年間の開示決定等に対する不服申立て及び当審査会への諮問の年月日についての情報提供を申し出たが拒否されたとのことである。したがって、

当審査会としては開示請求書の記載から、本件申立文書は、請求日以前の10年間（以下「対象期間」という。）に開示請求等に係る実施機関の決定に対して不服申立てがなされて当審査会に諮問された案件（横浜市公文書公開審査会（条例附則第2項により廃止された横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号）第16条第1項に規定する横浜市公文書公開審査会をいう。）に諮問されたものを含む。以下同じ。）について、当該不服申立て及び諮問の年月日が記載された文書であると解することが適當と判断した。

(2) 本件異議申立ての趣旨について

申立人は、異議申立ての趣旨として、「閲覧請求対象文書を開示せよ 原処分を取消せ」と記載しているほか、異議申立書に添付された異議申立理由書には「なぜ、作成・取得・保存していないのか」という記述が認められる。

本件処分が本件申立文書の不存在を理由とする非開示決定であることと併せて考えると、本件異議申立ての趣旨は、実施機関が前記(1)の請求趣旨に合致する行政文書を保有しているはずであるとして、当該文書の開示を求めるものであると善解することができ、当審査会としてもそのように解して以下検討する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は、対象期間中に開示請求等に係る決定に対して異議申立てを受けて当審査会に諮問したことではないとして、非開示決定を行っている。

当審査会において調査したところ、対象期間中に当審査会に諮問された案件の中に実施機関から諮問されたものは存在しなかった。したがって、本件請求の時点で開示請求等に係る決定に対して異議申立てを受けて当審査会に諮問したことではないため、本件申立文書を保有していないとする実施機関の説明は是認できる。

イ なお、申立人は、その他情報公開制度の運用に関して縷々主張するが、いずれも当審査会の結論を左右するものではない。

(4) 結論

以上のとおり、本件請求に対し、実施機関が、本件申立文書が存在しないため非開示とした決定は、妥当である。

(制度運用調査部会)

委員 三辺夏雄、委員 金子正史、委員 藤原静雄

別添 全実施機関の内訳

	実施機関
1	横浜市長
2	横浜市会議長
3	横浜市水道事業管理者
4	横浜市交通事業管理者
5	横浜市病院事業管理者
6	横浜市教育委員会
7	横浜市選挙管理委員会
8	横浜市鶴見区選挙管理委員会
9	横浜市神奈川区選挙管理委員会
10	横浜市西区選挙管理委員会
11	横浜市中区選挙管理委員会
12	横浜市南区選挙管理委員会
13	横浜市港南区選挙管理委員会
14	横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会
15	横浜市旭区選挙管理委員会
16	横浜市磯子区選挙管理委員会
17	横浜市金沢区選挙管理委員会
18	横浜市港北区選挙管理委員会
19	横浜市緑区選挙管理委員会
20	横浜市青葉区選挙管理委員会
21	横浜市都筑区選挙管理委員会
22	横浜市戸塚区選挙管理委員会
23	横浜市栄区選挙管理委員会
24	横浜市泉区選挙管理委員会
25	横浜市瀬谷区選挙管理委員会
26	横浜市人事委員会
27	横浜市監査委員
28	横浜市中央農業委員会
29	横浜市南西部農業委員会
30	横浜市固定資産評価審査委員会
31	公立大学法人横浜市立大学

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 20 年 12 月 24 日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成 21 年 2 月 6 日 (第 74 回 第三部会)	・諮問の報告
平成 21 年 2 月 12 日 (第 139 回 第一部会)	
平成 21 年 2 月 13 日 (第 142 回 第二部会)	
平成 22 年 3 月 18 日 (第15回制度運用調査部会)	・審議
平成 22 年 4 月 27 日 (第16回制度運用調査部会)	・審議
平成 22 年 5 月 24 日 (第17回制度運用調査部会)	・審議
平成 22 年 6 月 21 日 (第18回制度運用調査部会)	・審議
平成 22 年 9 月 3 日 (第19回制度運用調査部会)	・審議
平成 22 年 10 月 18 日 (第20回制度運用調査部会)	・審議